

大阪柔整だより

社会保障審議会医療保険部会 『第3回柔道整復療養費検討専門委員会』開催される



第3回柔道整復療養費検討専門委員会

日時：平成 26 年 3 月 18 日（火）15 時 30 分～

場所：全国都市会館 大ホール（2 階）

議 題

1. 柔道整復療養費の改定について

柔道整復療養費検討専門委員会委員

座長・有識者（5 名）

- 遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授
- 江口 隆裕 神奈川大学法学部教授
- 笠木 映里 九州大学大学院法学研究院准教授
- 嘉数 研二 宮城県医師会会長
- 相原 忠彦 日本臨床整形外科学会
医療システム委員会委員
- 保険者等の意見を反映する者（5 名）
- 高橋 直人 全国健康保険協会理事
- 池上 秀樹 健康保険組合連合会理事
- 村岡 晃 高知市健康福祉部副部長
- 佐久間 雅之 新潟県聖籠町町民課長

- 飯山 幸雄 国民健康保険中央会常務理事
- 施術者の意見を反映する者（5 名）
- 萩原 正和 公益社団法人日本柔道整復師会
副会長
- 豊嶋 良一 公益社団法人日本柔道整復師会
理事 総務部長
- 吉田 充孝 公益社団法人日本柔道整復師会
理事 保険部長
- 田中 威勢夫 全国柔道整復師連合会 会長
- 近藤 昌之 全国柔道整復師連合会常任理事
- 厚生労働省
- ・保険医療企画調査室長
- ・医療課長
- ・総務課長
- ・調査課長
- ・医政局医事課長
- 全国健康保険協会管理室長

（内容は次のページ）



学識経験者の中から座長が選出され、今回、新たに委員となった方々の紹介後、第3回柔道整復療養費検討専門委員会（以下、委員会という。）が始まりました。今回の委員会での議題である「柔道整復療養費の改定」については、4月に実施される消費税増税に伴う料金改定であるため、政府主導で行われたものであることが説明されました。

【1. 改定率 0.68%】

上記において記載の通り、平成26年度の柔道整復療養費改定率は、本年4月に予定されている消費税率8%への引き上げに伴い、柔道整復施術所における経費の増加が見込まれることから、診療報酬については、消費税分に対応する形で政府において改定率が決定されることとなりました。

ちなみに、医科の改定率は1.36%（柔整はその1/2）となっております。

【2. 改定内容】

消費税増税に対応するため、診療報酬改定での対応（初再診料等の引き上げ）や、柔道整復療養費の前回の改定の方向性も踏まえ、下表のとおり、初検料及び再検料に上乘せを行うものとなっております。

<改定案>

	現 行	引上額	改定後
初検料	1,335 円	115 円	1,450 円
再検料	295 円	25 円	320 円

【3. 施行日】

消費税率の引き上げが本年4月1日に予定されることから、同日の施行とする。

【4. 今後の議論について】

より抜本的な療養費改定については、施術者側、保険者側の意見を踏まえて今後引き続き議論することとなっております。

平成27年10月に予定されている消費税率10%への引上げ時に療養費改定で対応する場合には、施術所における経費の実態調査を実施するとの事でした。

【5. その他（質問・要望等）】

日本柔道整復師会 萩原副会長より、今回の料金改定の経緯について説明を求める。厚生労働省より「今回の料金改定の経緯については、医科の診療報酬改定と同様、また過去の消費税増税の対応を参考にして行ったもの」との説明。

それに対し保険者からは「基本診療料（初検、再検料）のみのデータでの改定はいかがなものか」との意見もありました。二つ目に今後の検討専門委員会の議題として、再検料についても議論して頂きたいとの要望。これは、医師同様、柔道整復師も毎回再検を行っているので算定回数を増やして頂きたいとの趣旨。

また、「骨折の施術に際しては、再検料を毎回算定できるようにしてはいかがでしょう」という要望もありました。保険者等からは、「再検料の算定は何故、初回後療時のみだけに算定されているのか？当時どのような根拠をもって決められたのか、過去の経緯も含め議論するべきではないでしょうか」という意見がありました。

その他の要望は下記の内容

- 今回の料金改定は国の消費税増税に対する改定で実質はプラス改定ではない。
- 柔道整復師は医科と比べ5分の1程度の料金で、国民に医療を提供しているので、国としても柔道整復師を今後どのように活かすかを考えて頂きたい。
- この検討専門委員会の場において、柔道整復師のネガティブキャンペーンは止めて頂きたい。不正問題については、医科でもあることでは。
- 今後、検討専門委員会は定期的に行って頂きたい等。

最後に相原委員より、「議論についてはもっとエビデンスに基づいて行うもの。中長期的なものについては特に実態調査を行ってから検討して頂きたい。」と意見を述べられました。

今回の検討専門委員会では、消費税増税に伴う料金改定での内容で、昨年のような受領委任払い制度の撤廃論等の意見は出ませんでした。今後は我々の業界も今まで以上にデータを収集し資料等を作成して検討専門委員会に望まなければならないと思います。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
保険事業部 部長 布施 正朝

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
AIG 健康保険組合 06138010 富士火災健康保険組合 06270524	合併	AIG 健康保険組合 06138010	H26年4月1日
阪急バス健康保険組合 06272348	廃止	協会けんぽ大阪支部 01270016	H26年4月1日

*** 前期高齢受給者(70歳から74歳)の一部負担金割合について ***

- 70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合
平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等について、70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分から療養に係る一部負担金等の割合が2割になります。
- 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となり、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は1割のままとなります。

(平成26年4月1日から)

<一定以上所得者以外>

(誕生日)

(窓口負担割合)

昭和14年4月2日から 昭和19年4月1日までの人	1割
昭和19年4月2日以降の人	2割 誕生日の翌月から適用。 ただし、1日生まれの人は その月から適用。

<一定以上所得者>

3割

保険証の再確認をお願いします。

*** 大阪府衣料品小売国民健康保険組合被保険者証の更新について ***

- ・保険証の色調：ブルー
- ・記号番号：衣国2桁・3桁ー4桁数字
- ・変更日：平成25年11月1日
- ・有効期限：平成26年10月31日（75歳になる場合は誕生日の前日まで）

*** 大阪建設国民健康保険組合被保険者証の更新について ***

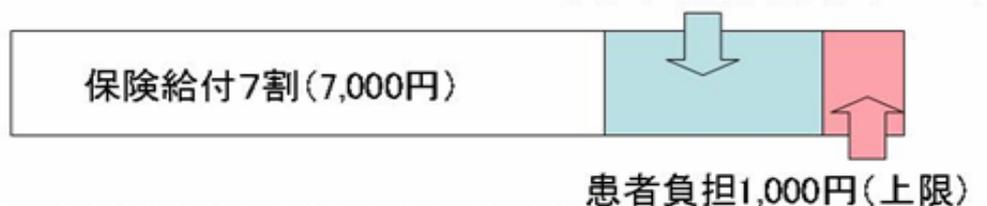
- ・保険証の色調：ピンク
- ・記号番号：建国2桁ー5桁数字
- ・変更日：平成26年4月1日
- ・有効期限：平成27年3月31日（75歳になる場合は誕生日の前日まで）

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

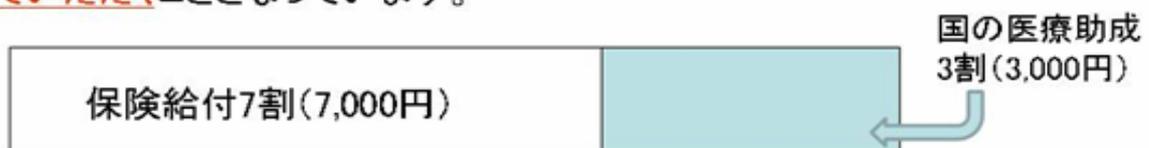
例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合（保険3割負担の方）

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等（例えば原爆や水俣病の公費負担制度）を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。